

# 物資調達・輸送調整等支援システム 調達計画書

(区分：(B) 最適化対象外の新規の情報システムの構築)

特定情報システムの該当 (有・無)

平成 25 年 4 月

内閣府政策統括官 (防災担当)

## 1. 業務の概要

大規模災害が発生した場合、政府において緊急支援物資の調達・輸送等を行うことがある。政府が行う緊急支援物資の調達・輸送等は、地方公共団体（都道府県）からの要請に基づき、緊急災害対策本部（以下「緊対本部」という。）事務局に設けられる「物資担当」及び「輸送活動担当」が、各関係省庁、各団体等と連携を図りながら、調達・輸送等の調整を行うものである。

これら緊急支援物資の調達・輸送等の調整は、現行、表計算ソフト（Microsoft Excel）を元にした「物資調整シート」や「燃料調達シート」を活用している。「物資調整シート」や「燃料調達シート」については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において運用した際、様々な課題が確認された。そこで、これら課題を解決することを目的に、「物資調整シート」及び「燃料調達シート」を高度化した物資調達・輸送調整等支援システムを構築するものとする。

本システムは、表1に示す機能から構成する。

表1 サブシステムの概要

サブシステム名		概要
大分類	中文類	
物資調達機能	処理状況管理機能	物資調達に関係する担当者の連絡先や受付番号を管理する機能
	物資要請管理機能	被災地方公共団体からの物資供給要請に対する各種情報について登録、検索、参照、出力及びステータス管理を行う機能
	物資供給管理機能	供給元へ発注した際の物資供給管理情報について登録、検索、参照、出力及びステータス管理を行う機能
	輸送管理機能	供給物資の輸送に係る各種情報について登録、検索、参照、出力及びステータス管理を行う機能
燃料調達機能	処理状況管理機能	燃料調達フロー上の各プロセスを処理した日時と担当者を管理する機能
	燃料要請管理機能	燃料の要請元（自治体災害対策本部等）及び当該燃料の納入先の情報を管理する機能
	配送管理機能	石油連盟、全石連において供給の手配ができなかった場合において供給事業者、運送事業者の情報を管理するための機能
業務管理機能		マスタデータ管理、総括表の作成、統計分析を行うための機能

## 2. 調達計画

(1) 本業務に関わる全工程のスケジュールは、以下のとおりである。

表 2 全工程スケジュール

項目	平成25年度								平成26年4月～
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
調達1 システム構築	基本設計/詳細設計								
	プログラム開発								
	機器等仕様書案作成								
						単体/結合試験			
								環境構築、総合試験	
調達2 システム機器等賃貸・保守						導入/組立			
								機器等賃貸・保守	

(2) 設計・開発以降の工程の詳細スケジュールは、以下のとおりである。

### 【調達1 システム構築】

調達件名：「物資調達・輸送調整等支援システム開発業務」

- ① 意見招請
  - 官報公示 平成25年4月頃
  - 意見提出期限 平成25年5月頃
- ② 入札公告
  - 官報公示 平成25年6月頃
  - 提案書提出期限 平成25年8月頃
  - 落札者決定 平成25年8月頃

### 【調達2 システム機器等賃貸保守】

調達件名：「物資調達・輸送調整等支援システム機器等賃貸・保守業務」

- ① 意見招請
  - 官報公示 平成25年10月頃
  - 意見提出期限 平成25年11月頃
- ② 入札公告
  - 官報公示 平成25年12月頃
  - 提案書提出期限 平成26年1月頃
  - 落札者決定 平成26年1月頃

### 3. その他

#### (1) 評価方式

個別に分離された調達は、一般競争入札（総合評価落札方式あるいは最低価格方式）を原則とする。

#### (2) 契約形態

個別に分離された調達は、請負契約を原則とする。なお、「物資調達・輸送調整等システム機器等賃貸借・保守業務（仮称）」については、国庫債務負担行為による複数年契約を予定している。

#### (3) 知的財産権の取扱い

市販製品等（本業務外で製作されたものや、市場で販売されているもの）をそのまま利用する場合を除き、本システムの設計・開発工程により独自に開発した箇所についての知的財産権は内閣府に帰属する。

#### (4) 入札制限

本調達において、以下の受託者及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社、同一の親会社をもつ会社並びに密接な利害関係を有する受託者については、以下の条件に基づき本調達計画書に示す入札に参加することはできない。

#### 【全ての調達の入札に参加できない者】

内閣府 CIO 補佐官で防災関連のシステムを担当しているもの及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた会社。

#### 【調達1の入札に参加できない者】

##### ・要件定義支援業者

要件定義支援業者とは、内閣府が平成23年度に発注した「総合防災情報システム検討等支援業務」の受託業者をさす。

#### (5) 制約条件等

平成26年4月から運用を開始しなければならない。

#### (6) 再委託

本システムの調達においては、受託者は、受託業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。なお、主要部分とは設計・開発に係る部分をさす。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を内閣府に報告し、承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の債務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、内閣府に報告し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。また、工程管理等支援業者への再委託は、内閣府の承認に関わらず、認められない。

#### 4. 妥当性証明

- (1) 調達担当課室の長  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）
- (2) 本調達計画に対する意見（CIO 補佐官等）

本調達計画書は、妥当であると判断する。

本調達は、平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災の対応で、物資調達支援業務が必要となり、当時は適切なシステムが存在しなかったため、担当者が Excel で「物資調整シート」、「燃料調達シート」を作成の上、大変苦勞して業務を遂行した経緯がある。今回のシステム調達は、この経験を活かし、今後起こりうる災害に備えることにある。災害対策本部では、数々の不測の事態に緊急に対応することが求められ、予め想定しうる業務に関しては、いかにして作業を効率化するかは非常に大切なことであり、本システム調達は、その観点から早急に対応すべきものと考えられる。

なお、本調達計画の実施にあたっては、今後の環境変化に適切に対応するための柔軟性・拡張性を持つことに留意し、また、これまでの防災関連のシステム構築とは異なり物流の経験・知識を基に適切なシステム構築が求められること及び被災者や被災地に直接影響を及ぼすことに留意の上構築されたい。

#### 5. 窓口連絡先

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付  
災害情報システム担当

TEL : 03-3501-5696（直通）

FAX : 03-3593-2846